

労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
目次		目次	
第一編 通則		第一編 通則	
第六章 健康の保持増進のための措置		第六章 健康の保持増進のための措置	
第二節 健康管理手帳（第五十二条の九―第六十条）		第二節 健康管理手帳（第五十三条―第六十条）	
第二節 健康管理手帳		第二節 健康管理手帳	
（令第二十三条第十三号の厚生労働省令で定める場所）		（新設）	
第五十二条の九 令第二十三条第十三号の厚生労働省令で定める場所とは、屋内作業場等（屋内作業場及び有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号。以下「有機則」という。）第一条第二項各号に掲げる場所をいう。）とする。			
（健康管理手帳の交付）		（健康管理手帳の交付）	
第五十三条 法第六十七条第一項の厚生労働省令で定める要件に該当する者は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の施行の日以降において、次の表の上欄に掲げる業務に従事し、その従事した業務に応じて、離職の際に又は離職の後に、それぞれ、同表の下欄に掲げる要件に該当する者その他厚生労働大臣が定める要件に該当する者とする。		第五十三条 法第六十七条第一項の厚生労働省令で定める要件に該当する者は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の施行の日以降において、次の表の上欄に掲げる業務に従事し、その従事した業務に応じて、離職の際に又は離職の後に、それぞれ、同表の下欄に掲げる要件に該当する者その他厚生労働大臣が定める要件に該当する者とする。	
業務	要件	業務	要件
（略）	（略）	（略）	（略）
令第二十三条第十一号の業務	（略）	令第二十三条第十一号の業	（略）

(石綿等を製造し、又は取り扱う業務を除く。)	
令第二十三条第十三号の業務	当該業務に三年以上従事した経験を有すること。

2・3 (略)

(様式の任意性)

第百条 法に基づく省令に定める様式(様式第三号、様式第六号、様式第十一号、様式第十二号、様式第二十一号の二、様式第二十一号の七、様式第二十三号、有機則様式第三号の二、鉛中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十七号。以下「鉛則」という。)、様式第三号、四アルキル鉛中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十八号。以下「四アルキル則」という。)、様式第三号、特化則様式第三号、高気圧作業安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第四十号。以下「高圧則」という。)、様式第二号、電離則様式第二号、石綿則様式第三号及び除染則様式第三号を除く。)は、必要な事項の最少限度を記載すべきことを定めるものであつて、これと異なる様式を用いることを妨げるものではない。

(有機溶剤等の容器の集積箇所の統一)

第六百四十一条 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われる場合において、当該場所に次の容器が集積されるとき(第二号に掲げる容器については、屋外に集積されるときに限る。)は、当該容器を集積する箇所を統一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならない。

一 (略)

二 有機溶剤等又はエチルベンゼン等を入れてあつた空容器で有

務(石綿等を製造し、又は取り扱う業務を除く。)	
(新設)	(新設)

2・3 (略)

(様式の任意性)

第百条 法に基づく省令に定める様式(様式第三号、様式第六号、様式第十一号、様式第十二号、様式第二十一号の二、様式第二十一号の七、様式第二十三号、有機溶剤中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十六号。以下「有機則」という。)、様式第三号の二、鉛中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十七号。以下「鉛則」という。)、様式第三号、四アルキル鉛中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十八号。以下「四アルキル則」という。)、様式第三号、特化則様式第三号、高気圧作業安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第四十号。以下「高圧則」という。)、様式第二号、電離則様式第二号、石綿則様式第三号及び除染則様式第三号を除く。)は、必要な事項の最少限度を記載すべきことを定めるものであつて、これと異なる様式を用いることを妨げるものではない。

(有機溶剤等の容器の集積箇所の統一)

第六百四十一条 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われる場合において、当該場所に次の容器が集積されるとき(第二号に掲げる容器については、屋外に集積されるときに限る。)は、当該容器を集積する箇所を統一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならない。

一 (略)

二 有機溶剤等又はエチルベンゼン等を入れてあつた空容器で有

2
(略)

機溶剤又は令別表第三第二号3の3若しくは19の2に掲げる物の蒸気が発散するおそれのあるもの

別表第一（第十六条、第十七条関係）

作業の区分	資格を有する者	名称
(略)	(略)	(略)
令第六条第十八号の作業のうち、令別表第三第二号3の3若しくは19の2に掲げる物又は同号37に掲げる物で同号3の3若しくは19の2に係るものを製造し、又は取り扱う作業	有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者	特定化学物質作業主任者（エチルベンゼン等関係）
(略)	(略)	(略)

別表第二（第三十条関係）

物	含有量（重量パーセント）
(略)	(略)
一・四—ジクロロ—ニ—ブテン	(略)
一・二—ジクロロプロパン	〇・一パーセント未満
一・一—ジメチルヒドラジン	(略)
(略)	(略)
備考 (略)	

様式第7号

2
(略)

機溶剤又は令別表第三第二号3の3に掲げる物の蒸気が発散するおそれのあるもの

別表第一（第十六条、第十七条関係）

作業の区分	資格を有する者	名称
(略)	(略)	(略)
令第六条第十八号の作業のうち、令別表第三第二号3の3に掲げる物を製造し、又は取り扱う作業	有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者	特定化学物質作業主任者（エチルベンゼン等関係）
(略)	(略)	(略)

別表第二（第三十条関係）

物	含有量（重量パーセント）
(略)	(略)
一・四—ジクロロ—ニ—ブテン	(略)
(新規)	(新規)
一・一—ジメチルヒドラジン	(略)
(略)	(略)
備考 (略)	

様式第7号

手帳の種類	ベンジジン等、じん肺、クロム酸等、砒素、コールタール、ビス（クロロメチル）エーテル、ベリリウム、ベンゾトリクドリド、塩化ビニル、 <u>石綿</u> 、 <u>1・2-ジクロロプロペン</u>
手帳の種類	ベンジジン等、じん肺、クロム酸等、砒素、コールタール、ビス（クロロメチル）エーテル、ベリリウム、ベンゾトリクドリド、塩化ビニル、 <u>石綿</u>

改 正 案	現 行
（定義等） 第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一・二 （略） 三 特定第二類物質 第二類物質のうち、令別表第三第二号1、2、4 から7まで、12、15、17、19、19の3、20、23、24、26、27、28 から30まで、31の2 及び34 から36までに掲げる物並びに別表第一第一号、第二号、第四号から第七号まで、第十二号、第十五号、第十七号、<u>第十九号</u>、<u>第十九号の三</u>、<u>第二十号</u>、第二十三号、第二十四号、第二十六号、第二十七号、第二十八号から第三十号まで、第三十一号の二及び第三十四号から第三十六号までに掲げる物をいう。 三の二 エチルベンゼン等 第二類物質のうち、令別表第三第二号3の3 及び19の2に掲げる物並びに別表第一第三号の三、第十九号の二及び第三十七号に掲げる物をいう。 四〇七 （略） 2・3 （略） （適用の除外） 第二条の二 この省令は、事業者が次の各号のいずれかに該当する業務に労働者を従事させる場合は、当該業務については、適用しない。 一 エチルベンゼン塗装業務（エチルベンゼン等（令別表第三第二号3の3に掲げる物及びこれを含有する製剤その他の物に限る。）を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等（屋	（定義等） 第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一・二 （略） 三 特定第二類物質 第二類物質のうち、令別表第三第二号1、2、4 から7まで、12、15、17、19から20まで、23、24、26、27、28 から30まで、31の2 及び34 から36までに掲げる物並びに別表第一第一号、第二号、第四号から第七号まで、第十二号、第十五号、第十七号、<u>第十九号から第二十号まで</u>、第二十三号、第二十四号、第二十六号、第二十七号、第二十八号から第三十号まで、第三十一号の二及び第三十四号から第三十六号までに掲げる物をいう。 三の二 エチルベンゼン等 第二類物質のうち、令別表第三第二号3の3に掲げる物並びに別表第一第三号の三及び第三十七号に掲げる物をいう。 四〇七 （略） 2・3 （略） （適用の除外） 第二条の二 この省令は、事業者が次の各号のいずれかに該当する業務に労働者を従事させる場合は、当該業務については、適用しない。 一 エチルベンゼン塗装業務（エチルベンゼン等を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等（屋内作業場及び有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号。以下「有機

内作業場及び有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号。以下「有機則」という。）第一条第二項各号に掲げる場所をいう。以下この号において同じ。）において行う塗装の業務をいう。以下同じ。）又は一・二―ジクロロプロパン洗浄・払拭業務（エチルベンゼン等（令別表第三第二号19の2に掲げる物及びこれを含有する製剤その他の物に限る。）を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等において行う洗浄又は払拭の業務をいう。以下同じ。）以外のエチルベンゼン等を製造し、又は取り扱う業務

二〇四（略）

（容器等）

第二十五条（略）

二〇四（略）

5 事業者は、エチルベンゼン等を屋内に貯蔵するときは、その貯蔵場所に、次の設備を設けなければならない。

一（略）

二 令別表第三第二号3の3又は19の2に掲げる物及び令別表第六の二に掲げる有機溶剤（第三十六条の五及び別表第一第三十七号において単に「有機溶剤」という。）の蒸気を屋外に排出する設備

（特定化学物質作業主任者の選任）

第二十七条 事業者は、令第六条第十八号の作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（エチルベンゼン塗装業務又は一・二―ジクロロプロパン洗浄・払拭業務に係る作業にあつては、有機溶剤作業主任者技能講習）を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければならない。

2（略）

則」という。）第一条第二項各号に掲げる場所をいう。）において行う塗装の業務をいう。以下同じ。）以外のエチルベンゼン等を製造し、又は取り扱う業務

二〇四（略）

（容器等）

第二十五条（略）

二〇四（略）

5 事業者は、エチルベンゼン等を屋内に貯蔵するときは、その貯蔵場所に、次の設備を設けなければならない。

一（略）

二 令別表第三第二号3の3に掲げる物又は令別表第六の二に掲げる有機溶剤（第三十六条の五及び別表第一第三十七号において単に「有機溶剤」という。）の蒸気を屋外に排出する設備

（特定化学物質作業主任者の選任）

第二十七条 事業者は、令第六条第十八号の作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（エチルベンゼン塗装業務に係る作業にあつては、有機溶剤作業主任者技能講習）を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければならない。

2（略）

(特定化学物質作業主任者の職務)
第二十八条 (略)

一、三 (略)

四 タンクの内部においてエチルベンゼン塗装業務又は一・二・三・四・五・六・七・八・九・十・十一・十二・十三・十四・十五・十六・十七・十八・十九・二十・二十一・二十二・二十三・二十四・二十五・二十六・二十七・二十八・二十九・三十・三十一・三十二・三十三・三十四・三十五・三十六・三十七・三十八・三十九・四十・四十一・四十二・四十三・四十四・四十五・四十六・四十七・四十八・四十九・五十・五十一・五十二・五十三・五十四・五十五・五十六・五十七・五十八・五十九・六十・六十一・六十二・六十三・六十四・六十五・六十六・六十七・六十八・六十九・七十・七十一・七十二・七十三・七十四・七十五・七十六・七十七・七十八・七十九・八十・八十一・八十二・八十三・八十四・八十五・八十六・八十七・八十八・八十九・九十・九十一・九十二・九十三・九十四・九十五・九十六・九十七・九十八・九十九・百の措置が講じられていることを確認すること。

(測定及びその記録)

第三十六条 (略)

2 (略)

3 事業者は、前項の測定の記録のうち、令別表第三第一号1、2若しくは4から7までに掲げる物又は同表第二号3の2から6まで、8、12、13の2から15まで、19から19の3まで、23の2、24、26、27の2、29、30、31の2若しくは32に掲げる物に係る測定の記録並びに同号11若しくは21に掲げる物又は別表第十一号若しくは第二十一号に掲げる物(以下「クロム酸等」という。)を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る測定の記録については、三十年間保存するものとする。

4 (略)

(測定結果の評価)

第三十六条の二 (略)

2 (略)

3 事業者は、前項の評価の記録のうち、令別表第三第一号6若しくは7に掲げる物又は同表第二号3の3から6まで、13の2から15まで、19から19の3まで、23の2、24、27の2、29、30若しくは31の2に掲げる物に係る評価の記録並びにクロム酸等を製造す

(特定化学物質作業主任者の職務)
第二十八条 (略)

一、三

四 タンクの内部においてエチルベンゼン塗装業務に労働者が従事するときは、第三十八条の八において準用する有機則第二十六各号に定める措置が講じられていることを確認すること。

(測定及びその記録)

第三十六条 (略)

2 (略)

3 事業者は、前項の測定の記録のうち、令別表第三第一号1、2若しくは4から7までに掲げる物又は同表第二号3の2から6まで、8、12、13の2から15まで、19、19の2、23の2、24、26、27の2、29、30、31の2若しくは32に掲げる物に係る測定の記録並びに同号11若しくは21に掲げる物又は別表第十一号若しくは第二十一号に掲げる物(以下「クロム酸等」という。)を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る測定の記録については、三十年間保存するものとする。

4 (略)

(測定結果の評価)

第三十六条の二 (略)

2 (略)

3 事業者は、前項の評価の記録のうち、令別表第三第一号6若しくは7に掲げる物又は同表第二号3の3から6まで、13の2から15まで、19、19の2、23の2、24、27の2、29、30若しくは31の2に掲げる物に係る評価の記録並びにクロム酸等を製造する作業

る作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る評価の記録については、三十年間保存するものとする。

(特定有機溶剤混合物に係る測定等)

第三十六条の五 令別表第三第二号3の3又は19の2に掲げる物及び有機溶剤を含有する製剤その他の物(令別表第三第二号3の3又は19の2に掲げる物及び有機溶剤の含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。第四十一条の二において「特定有機溶剤混合物」という。)を製造し、又は取り扱う作業場(第三十八条の八において準用する有機則第三条第一項の場合における同項の業務を行う作業場を除く。)については、有機則第二十八条(第一項を除く。)から第二十八条の四までの規定を準用する。

(揭示)

第三十八条の三 事業者は、第一類物質(塩素化ビフェニル等を除く。)又は令別表第三第二号3の2から6まで、8、11、12、13の2から15まで、19から19の3まで、21、23の2、24、26、27の2、29、30、31の2若しくは32に掲げる物若しくは別表第一第三号の二から第六号まで、第八号、第十一号、第十二号、第十三号の二から第十五号まで、第十九号から第十九号の三まで、第二十一号、第二十三号の二、第二十四号、第二十六号、第二十七号の二、第二十九号、第三十号、第三十一号の二若しくは第三十二号に掲げる物(以下「特別管理物質」と総称する。)を製造し、又は取り扱う作業場(クロム酸等を取り扱う作業場にあつては、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限る。次条において同じ。)には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に揭示しなければならない。

一、四 (略)

場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号11又は21に掲げる物に係る評価の記録については、三十年間保存するものとする。

(エチルベンゼン有機溶剤混合物に係る測定等)

第三十六条の五 令別表第三第二号3の3に掲げる物及び有機溶剤を含有する製剤その他の物(令別表第三第二号3の3に掲げる物及び有機溶剤の含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。第四十一条の二において「エチルベンゼン有機溶剤混合物」という。)を製造し、又は取り扱う作業場(第三十八条の八において準用する有機則第三条第一項の場合における同項の業務を行う作業場を除く。)については、有機則第二十八条(第一項を除く。)から第二十八条の四までの規定を準用する。

(揭示)

第三十八条の三 事業者は、第一類物質(塩素化ビフェニル等を除く。)又は令別表第三第二号3の2から6まで、8、11、12、13の2から15まで、19、19の2、21、23の2、24、26、27の2、29、30、31の2若しくは32に掲げる物若しくは別表第一第三号の二から第六号まで、第八号、第十一号、第十二号、第十三号の二から第十五号まで、第十九号、第十九号の二、第二十一号、第二十三号の二、第二十四号、第二十六号、第二十七号の二、第二十九号、第三十号、第三十一号の二若しくは第三十二号に掲げる物(以下「特別管理物質」と総称する。)を製造し、又は取り扱う作業場(クロム酸等を取り扱う作業場にあつては、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場に限る。次条において同じ。)には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に揭示しなければならない。

一、四 (略)

(エチルベンゼン等に係る措置)

第三十八条の八 事業者がエチルベンゼン塗装業務又は一・二・ジクロロプロパン洗浄・払拭業務に労働者を従事させる場合には、有機則第一章から第三章まで、第四章（第十九条及び第十九条の二を除く。）及び第七章の規定を準用する。この場合において、有機則第一条第一項第一号中「労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）」とあるのは「労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）別表第三第二号3の3若しくは19の2に掲げる物又は令」と、同項第二号中「五パーセントを超えて含有するもの」とあるのは「五パーセントを超えて含有するもの（令別表第三第二号3の3又は19の2に掲げる物を含有する混合物にあつては、有機溶剤の含有量が重量の五パーセント以下の物で、令別表第三第二号3の3又は19の2に掲げる物の重量の一パーセントを超えて含有するものを含む。）」と、同項第四号イ中「令別表第六の二」とあるのは「令別表第三第二号3の3若しくは19の2に掲げる物又は令別表第六の二」と、「又は」とあるのは「若しくは」と、同号ハ中「五パーセントを超えて含有するもの」とあるのは「五パーセントを超えて含有するもの（令別表第三第二号3の3又は19の2に掲げる物を含有する混合物にあつては、イに掲げる物又は前号イに掲げる物の含有量が重量の五パーセント以下の物で、令別表第三第二号3の3又は19の2に掲げる物の重量の一パーセントを超えて含有するものを含む。）」と、第三十三条第一項中「有機ガス用防毒マスク」とあるのは「有機ガス用防毒マスク（タンク等の内部において第四号に掲げる業務を行う場合にあっては、全面形のものに限る。）」と読み替えるものとする。

(特定有機溶剤混合物に係る健康診断)

第四十一条の二 特定有機溶剤混合物に係る業務（第三十八条の八において準用する有機則第三条第一項の場合における同項の業務

(エチルベンゼン等に係る措置)

第三十八条の八 事業者がエチルベンゼン塗装業務に労働者を従事させる場合には、有機則第一章から第三章まで、第四章（第十九条及び第十九条の二を除く。）及び第七章の規定を準用する。この場合において、有機則第一条第一項第一号中「労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）」とあるのは「労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）別表第三第二号3の3に掲げる物又は令」と、同項第二号中「五パーセントを超えて含有するもの」とあるのは「五パーセントを超えて含有するもの（令別表第三第二号3の3に掲げる物を含有する混合物にあつては、有機溶剤の含有量が重量の五パーセント以下の物で、令別表第三第二号3の3に掲げる物の重量の一パーセントを超えて含有するものを含む。）」と、同項第四号イ中「令別表第六の二」とあるのは「令別表第三第二号3の3に掲げる物又は令別表第六の二」と、「又は」とあるのは「若しくは」と、同号ハ中「五パーセントを超えて含有するもの」とあるのは「五パーセントを超えて含有するもの（令別表第三第二号3の3に掲げる物を含有する混合物にあつては、イに掲げる物又は前号イに掲げる物の含有量が重量の五パーセント以下の物で、令別表第三第二号3の3に掲げる物の重量の一パーセントを超えて含有するものを含む。）」と、第三十三条第一項中「有機ガス用防毒マスク」とあるのは「有機ガス用防毒マスク（タンク等の内部において第四号に掲げる業務を行う場合にあっては、全面形のものに限る。）」と読み替えるものとする。

(エチルベンゼン有機溶剤混合物に係る健康診断)

第四十一条の二 エチルベンゼン有機溶剤混合物に係る業務（第三十八条の八において準用する有機則第三条第一項の場合における

を除く。)については、有機則第二十九条(第一項、第三項及び第四項を除く。)から第三十条の三まで及び第三十一条の規定を準用する。

別表第一(第二条、第二条の二、第五条、第十二条の二、第二十四条、第二十五条、第二十七条、第三十六条、第三十八条の三、第三十八条の七、第三十九条関係)

一、十八 (略)

十九 三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタンを含有する製剤その他の物。ただし、三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十九の二 一・二―ジクロロプロパンを含有する製剤その他の物。ただし、一・二―ジクロロプロパンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十九の三 一・一―ジメチルヒドラジンを含有する製剤その他の物。ただし、一・一―ジメチルヒドラジンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

二十、三十六 (略)

三十七 エチルベンゼン又は一・二―ジクロロプロパン及び有機溶剤を含有する製剤その他の物。ただし、第三号の三又は第九号の二に掲げる物並びにエチルベンゼン又は一・二―ジクロロプロパン及び有機溶剤の含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

別表第三(第三十九条関係)

業務	期間	項目
(一) (九)		(略)

同項の業務を除く。)については、有機則第二十九条(第一項、第三項及び第四項を除く。)から第三十条の三まで及び第三十一条の規定を準用する。

別表第一(第二条、第二条の二、第五条、第十二条の二、第二十四条、第二十五条、第二十七条、第三十六条、第三十八条の三、第三十八条の七、第三十九条関係)

一、十八 (略)

十九 三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタンを含有する製剤その他の物。ただし、三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

(新設)

十九の二 一・一―ジメチルヒドラジンを含有する製剤その他の物。ただし、一・一―ジメチルヒドラジンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

二十、三十六 (略)

三十七 エチルベンゼン及び有機溶剤を含有する製剤その他の物。ただし、第三号の三に掲げる物並びにエチルベンゼン及び有機溶剤の含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。

別表第三(第三十九条関係)

業務	期間	項目
(一) (九)		(略)

(三十五)		(三十四)		(十三) (十三) (略)	(十)
重量のパー	一・二・三・四・五 （これをその	三・三・三・三・三 （これをその	（略）		エチルベンゼン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
	六月				六月
	一・二・三・四・五 （これをその健康診断におけるものに限る。）				一・二・三・四・五 （略） 五 尿中のマンデル酸の量の測定（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）

(新設)		(三十四)		(十三) (十三) (略)	(十)
	一・二・三・四・五 （これをその健康診断におけるものに限る。）	三・三・三・三・三 （これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	（略）		エチルベンゼン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務
	六月				六月
	一・二・三・四・五 （これをその健康診断におけるものに限る。）				一・二・三・四・五 （略） 五 尿中のマンデル酸の量の測定

セントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務

務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）

三 一・二―ジクロロプロパンによる眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、皮膚炎、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査（眼の痛み、発赤、せき等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）

四 眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、皮膚炎、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査（眼の痛み、発赤、せき等の急性の疾患に係る症状にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）

五 血清総ビリルビン、血清グルタミクオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミクピルビクトランスアミナーゼ（GPT）、ガンマーグルトアミルトランスペプチダーゼ（γ-GTP）及びアルカリホスファターゼの検査

別表第四（第三十九条関係）			
業務		項目	
（一） （一～三四） （略）	（三十四） 三・三―ジクロロ― 四・四―ジアミノジ フェニルメタン（こ れをその重量の一パ ーセントを超えて含 有する製剤その他の 物を含む。）を製造 し、又は取り扱う業 務	（略）	
	一・二―ジクロロプ	作業条件の調査（当該業務に常	
（二七） （二七～四十三） （略）	（三六） 一・一―ジメ チルヒドラジ ン（これをそ の重量の一パ ーセントを超 えて含有する 製剤その他の 物を含む。） を製造し、又 は取り扱う業 務	（略）	
		（略）	

別表第四（第三十九条関係）			
業務		項目	
（一） （一～三四） （略）	（三十四） 三・三―ジクロロ― 四・四―ジアミノジ フェニルメタン（こ れをその重量の一パ ーセントを超えて含 有する製剤その他の 物を含む。）を製造 し、又は取り扱う業 務	（略）	
	（新設）		
（三六） （三六～四十二） （略）	（三五） 一・一―ジメ チルヒドラジ ン（これをそ の重量の一パ ーセントを超 えて含有する 製剤その他の 物を含む。） を製造し、又 は取り扱う業 務	（略）	
		（略）	

(二十七) (四十三) (略)	(二十六)	(二十五)
	(略)	ロパン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務 二 時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 医師が必要と認める場合は、腹部の超音波による検査等の画像検査、C A 19－9等の血液中の腫瘍マーカーの検査、赤血球数等の赤血球系の血液検査又は血清間接ビリルビンの検査（赤血球系の血液検査及び血清間接ビリルビンの検査にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）

別表第五（第三十九条関係）

一、六（略）

七 三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタンを含む有する製剤その他の物。ただし、三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタンの含有量が重量の一パーセント以下

(三十三) (四十三) (略)	(三十五)	
	(略)	

別表第五（第三十九条関係）

一、六（略）

七 三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタンを含む有する製剤その他の物。ただし、三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタンの含有量が重量の一パーセント以下

のものを除く。

七の二 一・二―ジクロロプロパンを含有する製剤その他の物。

ただし、一・二―ジクロロプロパンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

七の三 一・一―ジメチルヒドラジンを含む製剤その他の物

。ただし、一・一―ジメチルヒドラジンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

八〇十五 (略)

のものを除く。

(新設)

七の二 一・一―ジメチルヒドラジンを含む製剤その他の物

。ただし、一・一―ジメチルヒドラジンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

八〇十五 (略)